２０２５年日本国際博覧会営業施設営業参加契約書

●●●●株式会社（適格請求書発行事業者番号：T○○○〇○○○〇○○○〇）（以下「参加者」という。）は、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（適格請求書発行事業者番号：T9120005020700）（以下「協会」という。）と、協会が２０２５年４月１３日から同年１０月１３日までの間に開催する２０２５年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）において、国際連合の掲げる持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成に貢献するため、次のとおり営業施設に係る営業参加契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第１条　参加者は、大阪・関西万博が掲げる開催の意義、「いのち輝く未来社会へ」「ＳＤＧｓ達成・ＳＤＧｓ＋ｂｅｙｏｎｄへの飛躍の機会」「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０実現に向けた実証の機会」「日本の飛躍の契機に」に賛同し、営業施設を企画・デザイン・設計及び施工し、営業施設を営業・運営を行うことによって大阪・関西万博に参加するものとする。

（法令、規則、指示の遵守等）

第２条　参加者は、法令、本契約（公募時の仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書を含む。以下同じ）、２０２５年日本国際博覧会一般規則（以下「一般規則」という。）、２０２５年日本国際博覧会特別規則（以下「特別規則」という。）及び建築、ユニバーサルデザイン・セキュリティ・持続可能性・調達コード等に係る協会が定める各種ガイドライン等（今後策定されるものを含む。以下「諸規則」と総称する。）を遵守するものとする。

２　参加者は、協会が大阪・関西万博の運営上必要と認めて行う個別指示に従うものとする。

（持続可能性の確保）

第３条　参加者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。

２　参加者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守するものとする。

３　参加者は、協会が参加者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。

４　参加者は、協会が参加者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受け入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、参加者が協力に支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。

５　協会が参加者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、参加者は改善に取り組み、その結果を協会に報告するものとする。

（参加者の義務）

第４条　参加者は、協会又は第三者に対し、第７条に定める営業区画の占有者、営業施設の管理者として善良な管理者の注意をもって誠実に本契約を履行するものとする。

２　参加者は、営業施設の運営に際し、参加者の営業施設運営に関する業務に従事する者（請負業者及び業務受託者を含む）及びその被雇用者（以下「関係者」という。）に第２条に定める諸規則、個別指示及び本契約を遵守させるものとし、関係者にこれらに違反する事項が存するときは、参加者の責任において対処し、参加者の違反事項として扱うことに異議を述べない。

３　協会が関係者の諸規則及び個別指示の遵守に関する誓約書の提出を求めるときは、参加者は、関係者から誓約書を徴収し、協会に提出するものとする。

（表明保証の排除）

第５条　来場者数など協会が公表している情報は参考情報に留まり、協会は、参加者に対し、当該情報が確定的なものであることを表明保証しない。

２　協会は、営業区画での営業の実施を保証しない。シグネイチャーパビリオンのプロデューサーの都合により営業区画での営業が中止されたときは、協会と参加者は以後の対処について協議するものとする。

（本契約の有効期間）

第６条　本契約の有効期間は、本契約締結の日から２０２５年１２月３１日までとする。

２　本契約は前項に定める契約期間満了により終了し、更新しないものとする。

３　協会及び参加者は、第２４条第２項並びに第２８条第１項及び第２項の規定による場合を除き、本契約を中途解約することはできない。

（営業区画）

第７条　協会は、参加者に対し、協会が指定する日から２０２５年１２月３１日までの間、大阪・関西万博の会場内（夢洲）に協会が指定する施設内の建物、または建物の一部（本契約添付の別紙１で示された区画を指し、以下「営業区画」という。）を貸し渡し、参加者は、これを借り受ける。なお、引渡日は、協会と参加者との協議により決定するものとする。

２　参加者は、前項に基づく営業区画の指定について、実測の結果、別紙１に記載する区画面積、形状に若干の差異が生ずるとしても異議を述べない。

３　参加者が営業区画に設置する営業施設（以下「営業施設」という。）で使用する水、電気等を供給するための用益設備（ユーティリティ設備）は協会が設置するものとする。

４　協会による参加者に対する営業区画の貸与は、一時使用を目的とし、借地借家法を適用しない。

（営業内容、営業施設設計等）

第８条　営業施設の設置から営業施設の撤去及び施設返還までのスケジュールは、次のとおりとする。ただし、参加者は、スケジュールの変更の可能性があることを理解し、協会又は参加者は、実際にスケジュールを変更する必要があるときは、事前に相手方に通知し、協議及び調整するものとする。

２０２５年２～３月頃から　　営業施設の設置作業予定

※詳細は協会との間で協議調整の上決定する。

２０２５年３月中旬までに　　営業施設設置完了

２０２５年４月上旬の数日　　全体テストラン・プレスプレビュー

２０２５年４月１３日　　　　大阪・関西万博開幕

２０２５年１０月１３日　　　大阪・関西万博閉幕

２０２５年１２月３１日まで　営業設備等の撤去及び原状回復期間

２　参加者は、前項に定めるスケジュールを遵守して、自らの責任と費用負担において、営業施設の企画、デザイン、設計及び施工を行うものとする。

３　参加者が営業施設で行う具体的営業については、原則として営業参加申込時に参加者が協会に対し提案した内容とする。

４　参加者は、前項の営業を具体化するに際しては、第２条に規定する諸規則を遵守するほか、その内容が第１２条第１項各号に掲げる事項に抵触しないように、都度、協会に営業施設に関する情報を提供し、協会との間で協議調整のうえ承認を得るものとする。

５　参加者は、前項に基づき承認を得た事項に変更が生ずるときは、直ちに協会に変更事項を報告し、協会との間で協議調整のうえ事前に承認を得るものとする。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

６　参加者は、第２５条第３項及び特別規則第８号第１３条第３項に定める費用を負担するとともに、営業施設の維持管理期間中、営業施設及び営業施設内の諸設備を対象に施設賠償責任保険、財産（火災）保険等諸規則で定める保険を付保するものとする。

（許認可の取得）

第９条　参加者は、営業に係る許認可が必要な場合は、自己の責任と費用負担でその許認可を取得するとともに、その写しを協会に提出しなければならない。

（営業施設の維持管理）

第１０条　参加者は、大阪・関西万博の開幕から閉幕までの間、営業施設を休業することはできない。ただし、協会が個別指示をした場合その他正当な理由がある場合はこの限りではない。開幕前のテストラン・プレスプレビュー、または閉幕後営業については、協会が特に必要と認める場合に限り、別途指示するものとし、参加者はこれに協力するものとする。

２　店舗の営業時間は、別紙１のとおりとする。別紙１以外の時間の営業は、協会が特に必要と認める場合に限り、別途指示するものとする。

３　参加者は、営業施設及び営業施設内の諸設備について、諸規則及び個別指示を遵守し、善良な管理者の注意をもって維持管理するものとする。

４　参加者は、営業施設を修理・改修する場合は、事前に協会に書面により届け出て、その指示に従うものとする。

（原状回復、明渡し）

第１１条　参加者は、２０２５年１２月３１日までに、営業施設内の諸設備すべてを搬出して原状回復し、協会立会いのうえ、協会に営業区画を明け渡すものとする。ただし、協会が別段の指示をした場合はこの限りでない。

２　参加者が２０２５年１２月３１日までに原状回復のうえ施設を明け渡さないときは、協会は、参加者が営業設備等の所有権を放棄したものとみなし、営業施設の内包物を撤去又は任意処分し、原状回復をすることができる。この場合、参加者は、協会が撤去、原状回復等に要した費用を直ちに協会に支払わなければならない。

３　参加者が前条その他の事由により２０２５年１２月３１日以前に本契約が解除されたときその他本契約が終了したときは、本条第１項の適用については、「第８条第１項に定めるスケジュール」を「協会の定める期限内」と読み替えて適用する。

（営業施設内での禁止事項）

第１２条　参加者による営業施設内で実施する営業は、次に掲げる事項のいずれにも該当してはならない。

（１）法令や公序良俗に反するおそれがあるもの

（２）危険若しくは有害であるもの又は非衛生的であるもの

（３）大阪・関西万博の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるもの

（４）不当な利益を得ることを目的とするもの

（５）販売禁止品の販売

ア　法令等により所持が禁止されているもの

イ　火薬類、危険物のほか、爆発、発火、有毒ガス発生等の恐れがあるものや、武器、凶器、刃物類など、会場の秩序及び安全対策上不適当と認められるもの

２　参加者は、第８条第３項で定めた営業内容以外で営業施設を使用してはならない。

３　参加者は、その他協会が定める営業施設内での禁止事項を行ってはならない。

４　参加者が前三項の規定に違反するときは、協会は、参加者に営業の中止又は展示物及び演出内容の変更を求めることができる。

（販売品目等に関する承認）

第１３条　参加者は、営業の開始に先立ち、販売品目及びサービスの内容について協会の定める書面で協会に提出し、協会の承認を得なければならない。また、販売品目及びサービスの価格について協会に報告しなければならない。販売品目及びサービスの内容又は価格を変更する場合も同様とする。

２　参加者は、利用者が容易に識別することができる方法で、営業の場所内に価格を表示するものとする。

（広告宣伝）

第１４条　参加者は、営業施設での営業に関する宣伝広告を行うときは、その内容、方法等をあらかじめ書面により協会に届け出て、協会の書面による承認を得なければならない。

（立入り調査等）

第１５条　協会又は協会の指定する者は、営業施設の保安、火災予防、衛生、防犯、救護その他必要があるときは、いつでも営業施設に立入り、点検を行い、不備があるときは、適宜の措置を講ずるよう指示することができる。

２　参加者は前項の立入り、点検について正当な理由がない限りこれを拒否することはできない。

３　参加者は、協会の是正指示を速やかに履行しなければならない。

（売上額の管理・方法、キャッシュレス決済）

第１６条　参加者は、商業活動に係る売上額を記録し、協会所定の様式で定期的に協会に報告するものとする。

２　参加者は、利用者との決済には協会の指定するキャッシュレス決済端末を利用するものとし、現金又は現金同等物（商品券、小切手を含むがこれに限らない）を用いてはならない。ただし、協会が別段の指示をした場合は、この限りでない。

３　参加者は、協会との取引に用いるため、国内金融機関の口座を指定し協会へ報告するものとする。

（営業区画使用料）

第１７条　参加者は、第８条第１項による貸渡しから第１１条１項による返還までの間、別紙１に記載の営業区画使用料を協会が定める方法により協会に支払うものとする。

（売上納付金）

第１８条　参加者は、売上額（消費税等を除く）に対して別紙１記載の歩率を乗じた額を売上納付金として協会が定める方法により支払うものとする。

（用役費（光熱水費等））

第１９条　参加者は、会場内で提供される用役（給排水、電気、空調用冷水）について、別紙1に定める用役使用料を協会が定める方法により支払うものとする。詳細については「（仮称）支払い手続きに関するガイドライン」に定める。

２　参加者は、協会が供給する電気、上下水道、空調用冷水の使用を開始するにあたり、事前に協会と供給契約を締結するものとする。

（延滞金）

第２０条　参加者が本契約に定める金員を協会が指定する期限までに支払わなかったときは、協会は、参加者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年率３％の割合で計算した額を延滞金として請求することができる。

（秘密保持）

第２１条　協会及び参加者は、相手方から秘密である旨が書面若しくは電磁データで表示され、又は開示前に秘密である旨を告知され後日その内容について書面若しくは電磁データにより秘密である旨を指定された情報（以下「秘密情報」という。）について、善良な管理者の注意をもって秘密として管理し、相手方の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示してはならず、又は、本契約の履行に必要な範囲を超えて複製若しくは使用してはならない。ただし、協会が博覧会国際事務局（ＢＩＥ）および日本国政府に開示する場合は本条が適用されないものとする。

２　前項の秘密情報には、本契約の締結に先行する参加者による営業施設の参加申込みの際に提供された情報及び協会の組織情報並びに大阪・関西万博の計画及び準備に関する情報で、秘密である旨を書面若しくは電磁データで表示され、又は開示前に秘密である旨を告知され後日それについて書面若しくは電磁データにより秘密である旨を指定された情報を含むものとする。

３　前二項の規定にかかわらず、協会又は参加者が次の各号のいずれかに該当することを証明する場合には、当該情報は秘密情報に該当しないものとする。

（１）開示の時点で公知又は既に受領当事者が保有していた情報

（２）開示後に受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

（３）開示された情報によらず、受領当事者が自ら独自に創出した情報

（４）受領当事者が守秘義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報

４　協会及び参加者は、第１項の規定にかかわらず、裁判所の命令その他公的機関による法令に基づく開示の要求がある場合には、守秘義務が免除され、当該要求に応じて秘密情報を開示できるものとする。この場合において、協会又は参加者は、速やかに相手方に対し、書面で開示要求がある旨を通知し、相手方に異議申立ての機会等を付与するものとする。

５　協会及び参加者は、秘密情報を第１項に基づき第三者に開示する場合、当該第三者に対し本条第１項に定める義務と同等の義務を負わせるものとし、かつ、当該第三者による秘密情報の取扱について一切の責任を負う。

６　協会及び参加者は、本契約を通じて取得する個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び各々が属する業界の主務官庁のガイドライン等を遵守するものとし、本契約に基づき締結される各種契約（覚書等の名称の如何を問わない。）においてもこれを遵守するものとする。

７　この条に定める義務は、本契約終了後も５年間は効力を有するものとする。

（暴力団排除条項）

第２２条　協会及び参加者は、現在及び将来にわたり自己が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という）ではないこと、暴力団等の支配及び影響を受けていないこと、暴力団等を利用しないこと、暴力団等を名乗るなどして相手方の名誉及び信用を毀損し、若しくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をなさないこと、及び自己の主要な株主又は役職員が暴力団等の構成員ではないこと、並びに暴力団等の排除に関して各都道府県が制定する条例を遵守することを表明し、保証する。

２　協会及び参加者は、相手方が前項に定める表明保証義務に違反した場合、催告その他何らの手続を要することなく直ちに本契約を解除し、併せて相手方に対しこれにより被った損害の賠償を請求することができる。

３　協会及び参加者は、前項の規定により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し損害の賠償を請求することができない。

（損害賠償）

第２３条　参加者は、参加者又は関係者の責めに帰すべき事由により協会に損害を与えたときは、直ちにその旨を協会に通知するとともに、その損害を賠償しなければならない。

２　協会は、協会の責めに帰すべき事由により参加者に損害を与えたときは、直接かつ通常生ずべき範囲内の損害に限り賠償の責めを負う。

３　協会又は参加者の第三者に対する賠償責任の履行に備え、協会は、特別規則第８号第１１条及び第１２条に定める賠償責任保険に加入し、参加者は、同条に基づき算出される費用を負担するものとする。

（複数の構成員との関係）

第２４条　参加者が本契約添付の別紙２「構成員名簿」に記載する複数の構成員から構成される場合、参加者及び構成員は、本契約に基づく一切の債務について、協会に対し、連携して債務を負担する。

２　協会と参加者の一部の間で本契約が無効とされ、取り消され、又は解除された場合であっても、構成員との間では、その効力を妨げられない。

（第三者からの苦情等の処理）

第２５条　参加者は、本契約に基づく営業に起因し、又は関連して生じた第三者からの苦情、損害賠償請求等については、自己の責任と負担でこれを処理する。

（解除事由等）

第２６条　参加者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、協会は、催告その他何らの手続を要することなく、本契約を解除することができる。

（１）協会の指定する日に営業を開始しないとき又は営業を開始することができないと認められるとき

（２）協会の名誉・信用を傷つける等の不信行為のあったとき。

（３）参加者が第２条に定める諸規則若しくは個別指示を遵守せず、又は第１２条に定める禁止事項に違反し、協会が相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず是正しないとき。

（４）参加者が本契約に規定する事項に違反し、協会が相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないとき。ただし、債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（５）その他大阪・関西万博の運営に支障をきたす行為をするおそれがあるとき。

２　協会が本契約に規定する事項に違反し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないときは、参加者は、本契約を解除することができる。ただし、債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

３　前二項に基づき本契約を解除した場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずるものとする。

４　天災、戦争、テロ、感染症の流行その他の不可抗力によって大阪・関西万博が全期間にわたって中止されたときは、本契約は、将来に向かって失効するものとする。ただし、中止期間が一部にとどまるときは、この限りではない。

５　協会及び参加者は契約解除により損害を被ったときは、相手方に対し、損害賠償を請求することができる。

（意思表示等の方法）

第２７条　本契約にかかる承認、承諾、確認、通知、届出、申出、報告その他協会と参加者の間で行う意思表示は、別途定めのあるものを除き、すべて書面によるものとする。ただし、協会が参加者のすべき意思表示等について書面によることを要しないとしたものは、この限りではない。

２　協会及び参加者は、本契約に定める相手方に対する意思表示、申請、承認その他すべての通知を、次の宛先に行うものとする。なお、次の宛先に発送された書面は、通常相手方に到達すべき時期に到達したものとみなす。

（１）協会

郵便番号　〒５５９－００３４

住　　所　大阪府大阪市住之江区南港北１－１４－１６　大阪府咲洲庁舎

宛　　先　公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会　会場運営局 運営管理部 運営管理課

（２）参加者

郵便番号　〒ＸＸＸ―ＸＸＸＸ

住　　所　●●●●

宛　　先　株式会社●●●●

（書面の提出）

第２８条　参加者は、代表者又は住所に変更があったときは、前条に従い直ちに書面をもって協会に届けるものとする。

（地位の移転等の禁止）

第２９条　参加者は、協会の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約によって生ずる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、又は承継（合併その他一般承継による場合を含む。）させることができない。

（疑義等の決定）

第３０条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、協会と参加者が協議し、これを定めるものとする。

（合意管轄）

第３１条　本契約に関して生じた紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（準拠法）

第３２条　本契約は日本国の法令に準拠するものとし、日本語を正文とする。

（以下本頁余白）

本契約締結の証として、本書２通を作成し、協会及び参加者が記名押印（参加者が個人または個人事業主の場合は署名捺印）のうえ、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（協会）　大阪府大阪市住之江区南港北１丁目１４―１６大阪府咲洲庁舎４３階

　　　　　　公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会

　　　　　　　事務総長　石毛　博行　　　　　　　　　　　　　　㊞

（参加者）■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

　　　　　 　●●●●株式会社

　　　　　 　　代表取締役社長　▲▲　▲▲▲　㊞

別紙１

【営業施設】

|  |  |
| --- | --- |
| （図面イメージを添付） | |
| 営業時間 | ９：００～２１：００ |
| 契約面積 | ●●●．●●㎡ |

【納付金】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設使用料 | 納付時期 | 納付金額 |
| 本契約締結日を含めて30日以内（ただし施設引渡時まで） | 金●●，●●●，●●●円  （消費税および地方消費税を含む）  〔税率１０％〕 |
| 施設引渡時まで | 金●●，●●●，●●●円  （消費税および地方消費税を含む）  〔税率１０％〕 |
| 売上納付金 | 協会が別途定める | 売上高の１０％に当たる金額  （消費税およびに地方消費税別途） |
| 用役費 | 本契約締結時 | 金３０，０００円  （消費税および地方消費税を含む）  〔税率１０％〕 |
| 特約事項 | 支払いに要する費用は参加者の負担とする。 | |

別紙２

【●●●●】構成員名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 | 代表者 | 住所 |
| （代表構成員）  ●●●株式会社 | ●●●● | ●●●● |
| ●●●株式会社 | ●●●● | ●●●● |
| ●●●株式会社 | ●●●● | ●●●● |
| ●●●株式会社 | ●●●● | ●●●● |
| ●●●株式会社 | ●●●● | ●●●● |